

■入札説明書に係る新旧対照表

入札説明書に係る主な変更内容は以下のとおり。

なお、項目や体裁の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所		旧	新		
			頁	項目			旧	新
							令和6年4月	令和6年5月変更版
1	入札参加に必要な資格に関する事項	参加資格の喪失	11	3 (4) ア	(7) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。	ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。 <u>なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。</u>		
2	入札手続に関する事項	申込方法	15	4 (8) ウ	ウ 申込方法 県は、入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業に対し、「対話実施要領」を配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。	ウ 申込方法 県は、参加表明書等を提出した入札参加希望者の代表企業に対し、「対話実施要領」を配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。		